

仙台市舗装長寿命化修繕計画

1. 背景と目的

本市が管理する道路は総延長約3,700kmあり、近年損傷が進行していることから状況を踏まえた修繕等適切な対応が必要となっていた

従来の「対症療法型維持管理」から損傷が大きくなる前に修繕を行う「予防保全型維持管理」へ転換する

道路通行の安全確保やコストの縮減、予算の平準化を行う

上記の課題等を解決するため、平成28年度に「仙台市舗装長寿命化修繕計画」を策定し、各施設の修繕を行いながら機能回復に取り組んできた

今後も舗装の状況を把握し、今後5年間の計画を策定する



2. 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年間

3. 管理道路の現状

本市が管理する道路は下記のとおり（令和3年3月末現在）

- 一般国道（指定区間外）51.5km
- 県道244.8km
- 市道3,437.5km
- 実延長3,733.8km

4. 対象路線

本市が管理する全ての道路（約3,700km）を対象とし、舗装点検要領（平成28年10月国土交通省 道路局）で位置付けられた道路の分類に区分し、舗装の状態を把握しながら維持管理を行う。

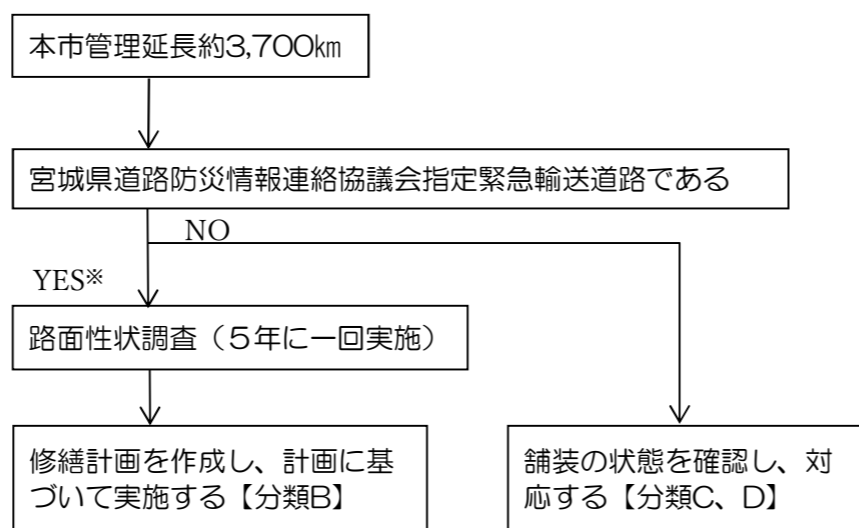
特性	分類	主な道路※1 (イメージ)
・高規格幹線道路等 (高速走行など求められるサービス水準が高い道路)	A	高速道路
・損傷の進行が早い道路等 (例えば、大型車交通量が多い道路)	B	直轄国道
・損傷の進行が緩やかな道路等 (例えば、大型車交通量が少ない道路)	C	補助国道・県道
・生活道路等 (損傷の進行が極めて遅く占用工事等の影響が無ければ長寿命)	D	市町村道

【舗装点検要領抜粋】

【仙台市の道路分類】

- B：緊急輸送道路
(宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路)
- C：B以外の幹線道路等
(都市計画道路及び仙台市指定緊急輸送道路)
- D：B、C以外の道路

《舗装修繕の対応フロー》

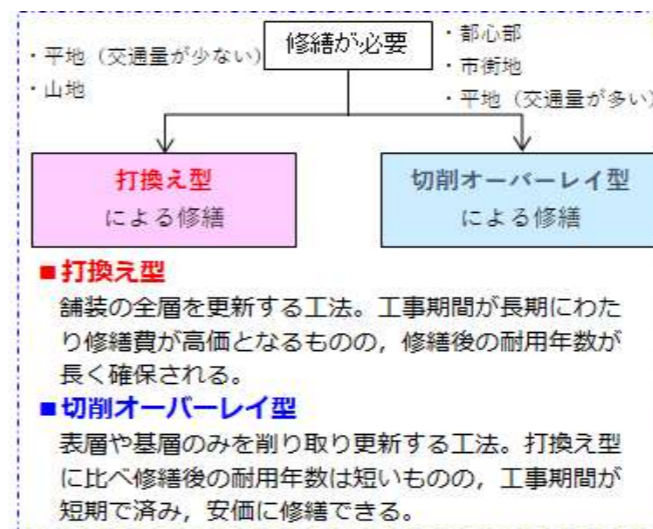


※災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線であり、重要物流道路にも位置づけられていることから、計画的な維持管理を行う必要がある

5. 基本方針

○適切な修繕工法の選定

個々の道路環境（地域特性、道路種別、道路利用状況等）や損傷の原因分析を踏まえた維持管理工法を選定し、効率的かつ効果的な修繕を行う。



地域区分	大型車交通量区分（台/日・方向）		
	1,000台以上	250台以上 1,000台未満	250台未満
都心部	切削オーバーレイ型修繕		
市街地	切削オーバーレイ型修繕		
平地	打換え型修繕		
山地	(対象区間無し)		

○舗装を長持ちさせる取組みの推進

舗装の耐久性向上を図ることで修繕回数を低減させるとともに、損傷が軽微なうちに修繕を行う予防保全型の維持管理の導入により、舗装の長寿命化とコストの縮減、予算の平準化を図る。

○メンテナンスサイクルの構築

分類Bの道路については、5年に1回の頻度で路面性状調査（点検）を実施し、これにより得られる情報（ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性等）を基に路面の状態を評価（診断）する。

また、舗装に求められる性能をより長く保持するため、『点検 ⇒ 診断 ⇒ 措置 ⇒ 記録 ⇒ (次の点検)』のサイクルにより効率的・効果的に維持管理を行う。

6. 調査結果と修繕計画

平成30年度、令和元年度路面性状調査結果

単位：km

区分		状態	延長	うち分類B
I	健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態である	65.7	30.4
II	表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度である	310.8	148.4
III	修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が見られる状態である	31.7	16.1

計画期間内に、分類BのⅢ及びⅡのうち優先度の高い49路線、約26kmの修繕に取り組む。